令和６事業年度

事　業　報　告　書

自　　令和　６年　４月　１日

至　　令和　７年　３月３１日

独立行政法人勤労者退職金共済機構

－　目　次　－

１．法人の長によるメッセージ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
２．法人の目的、業務内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
（１）法人の目的
（２）業務内容
３．政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション)・・・・・・　2
４．中期目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（１）概要
（２）一定の事業等のまとまりごとの目標
（３）政策体系図
５．法人の長の理念や運営上の方針・戦略等　・・・・・・・・・・・・・　8
６．中期計画及び事業年度計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8
７．持続的に適正なサービスを提供するための源泉　・・・・・・・・・・　13
（１）ガバナンスの状況
（２）役員等の状況
（３）職員の状況
（４）重要な施設等の整備等の状況
（５）純資産の状況
（６）財源の状況
（７）社会及び環境への配慮等の状況
（８）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉
８．業務運営上の課題・リスク及びその対応策　・・・・・・・・・・・・　18
（１）リスク管理の状況
（２）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況
９．業績の適正な評価の前提情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20
１０．　業務の成果と使用した財源との対比・・・・・・・・・・・・・・　21
（１）令和６年度の主な業務成果・業務実績
（２）令和６年度の業務実績とその自己評価
（３）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況
１１．　予算と決算との対比・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
１２．　財務諸表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
１３．　財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報・・・・・・・　28
（１）貸借対照表
（２）行政コスト計算書
（３）損益計算書
（４）純資産変動計算書
（５）キャッシュ･フロー計算書

１４．　内部統制の運用に関する情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
１５．　法人の基本情報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
（１）沿革
（２）設立に係る根拠法
（３）主務大臣
（４）組織体制
（５）事務所の所在地
（６）主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況
（７）主要な財務データの経年比較
（８）翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画
１６．参考情報　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
（１）要約した財務諸表の科目の説明
（２）その他公表資料等との関係の説明

１．法人の長によるメッセージ

独立行政法人
勤労者退職金共済機構
理事長

梅森　徹

独立行政法人勤労者退職金共済機構は、中小企業の勤労者のための退職金共済制度及び広く勤労者の計画的な財産形成を目的とした勤労者財産形成促進制度を運営しています。

このうち退職金共済制度は、中小企業事業主の相互扶助と国の援助により退職金制度を確立し、中小企業の勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として昭和 34 年に設けられた国の制度です。本制度は、業種を問わず中小企業に常時雇用されている方々を対象とした「一般の中小企業退職金共済制度」と、建設業・清酒製造業・林業といった特定の業種において期間を定めて雇用されている方々を対象とした「特定業種退職金共済制度」から構成され、両制度をあわせますと、令和６年度末現在、全国約 56 万所の事業主と約 570 万人の勤労者の皆様にご加入いただいており、運用資産残高は約６．６兆円に達しています。また、当機構は国連責任投資原則（ＰＲＩ）の署名機関であり、公的機関投資家としての責任を果たすべく、スチュワードシップ活動も含め責任投資への取組を進めております。

一方、勤労者財産形成促進制度は、勤労者の財産形成貯蓄と持家取得の促進の二つの柱から成っています。このうち財産形成持家転貸融資業務の貸付実績は令和６年度末現在、約２万３千件、残高約２千億円となっています。

私どもは、これらの制度を通じて、中小企業等と働く方々をサポートし、わが国の持続的な発展にも貢献していくことに、誇りと熱意をもって、日々の仕事に励んでいます。

少子高齢化の進展に伴い、人的資源の希少性は今後ますます高まるものと思われます。そのため、優秀な人材を確保するに当たっては、退職金等の福利厚生の重要性は一段と高まっており、当機構の提供する退職金制度のニーズは、今後も一層拡大していくものと考えております。

日本全国の中小企業を応援し、勤労者の生活を安定させるよう制度の安定的運営に努めてまいります。

２．法人の目的、業務内容

（１）法人の目的

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）は、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するために、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的としています。（中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）第１条及び第 58 条）

（２）業務内容

機構は、中小企業退職金共済法第１条及び第 58 条の目的を達成するため以下の業務を行います。

ⅰ　退職金共済事業

・　資産の運用
・　一般の中小企業退職金共済（中退共）事業
・　建設業退職金共済（建退共）事業
・　清酒製造業退職金共済（清退共）事業
・　林業退職金共済（林退共）事業

ⅱ　勤労者財産形成促進（以下「財形」という。）事業

ⅲ　上記ⅰ及びⅱに掲げる事業に附帯する業務

また、以下の業務は既に廃止されておりますが、貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこととされています。

・　財形持家分譲融資（平成 19 年４月に廃止。（中小企業退職金共済法附則第２条第１項第２号））
・　雇用促進融資（平成 14 年３月に廃止。（中小企業退職金共済法附則第２条第１項第４号））

３．政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

○　法人の使命

機構は、中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的としています。

中小企業退職金共済制度は、中小企業の従業員について、従業員の退職後の生活の安定と中小企業における人材の確保・定着を図ることにより、これらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するものです。また、財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の

安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものです。

機構がこれら制度の適切な運営や普及を行うことは、勤労者生活の充実のために不可欠です。

○　現状と課題

機構は、強固な財務基盤を有しており、受託者責任に基づき安全かつ効率的な資産運用を行うことにより、中小企業退職金共済制度の安定的な運営に貢献するとともに、資産規模６．６兆円超の公的機関投資家としての影響力を有しております。

また、機構が資産運用のリスクに関する情報を厚生労働省に適切に提供すること等を通じて退職金共済制度における予定運用利回りが決定される仕組みとなっており、機構は制度全体のガバナンスにおいて重要な役割を担う機関です。

さらに、機構は大量かつ機微な利用者の個人情報を保有していますが、これらの情報の保護のための情報セキュリティ体制を確保しています。

加えて、前中期目標期間中にガバナンスの強化を図り、責任の所在が明確な内部統制や組織全体へのＰＤＣＡサイクルの定着を実現しています。

他方、経営や金融分野における専門的な人材を確保すること、システムの基本構造とプログラミング言語の刷新により中退共システムの機動性を確保すること、オンライン化やＲＰＡに対応することや、環境変化に迅速に対応した制度運営や柔軟な資源配分を実現することが課題となっています。

また、前中期目標期間中に強化を図ったガバナンスを引き続き徹底・堅持していくことも重要な課題です。

○　法人を取り巻く環境の変化

少子高齢化や人口減少が進展する中で、長期化した人生を豊かに送る観点から、現役世代における資産形成の重要性が高まる一方で、経営者の高齢化による事業承継問題が深刻化しており、特定業種における非正規雇用者数も減少しています。

また、地政学リスクの増大等のグローバルな構造変化に伴い、金融市場における不確実性が増加するとともに、気候変動等のＥＳＧ課題に対する公的機関投資家として期待される責任・役割が増加し、さらに世界的なサイバー攻撃の脅威が高まっています。

こうしたことを踏まえ、機構は、公共上の見地から必要な事務及び事業であって民間では必ずしも実施されないおそれがあるもの等を実施するという独立行政法人の目的に基づき、①金融市場の不確実性が増加する中で資産運用におけるプロセス責任を果たすための対応の徹底、スチュワードシップ活動の展開等の適切な資産運用の実施、②中退共システム再構築の実現と再構築後の機能強化、③建設業退職金共済制度における電子ポイント方式の利用促進、④退職金共済制度の加入促進、サービス向上、確実な退職金の支給、⑤国による事業・

制度の改善・見直しに向けたエビデンスの提供に重点を置いて、法人の使命を果たすために取り組みます。

４．中期目標

（１）概要

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 29 条第２項第１号の第５期中期目標の期間は、2023（令和５）年４月から 2028（令和 10）年３月までの５年間としています。

機構に求められている役割を達成するため、機構は主に以下の目標に取り組みます。

独立行政法人勤労者退職金共済機構の中期目標の概要
（令和5年4月～令和10年3月）

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

	資産の運用	中小企業退職金共済事業	財産形成促進事業
次期中期目標期間における主な課題	･地政学リスクの増大等のグローバルな構造変化に伴う金融市場における不確実性の増加 ･気候変動等のESG課題に対する公的機関投資家としての責任･役割の増加	･中小企業における事業承継問題の深刻化 ･特定業種における非正規雇用者数の減少に対応した制度の持続可能性の確保 ･中退共システムの機動性確保	･民間金融機関における住宅ローン利用者等の拡大による財形持家融資の利用者の減少
主な課題を踏まえた対応	･資産運用の基本方針等に基づくプロセス責任を果たすための対応の徹底 ･スチュワードシップ活動の展開	･加入促進、サービス向上、確実な退職金の支給 ･中退共システムの基本構造及びプログラミング言語を刷新する再構築、申請手続等のオンライン化の実施 ･建退共における電子申請方式の利用促進	･財形持家融資の関係機関等と連携し、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策 ･政府方針を踏まえ、特別な支援を必要とする利用者への特例措置の実施
主な評価指標	･専門家で構成される資産運用委員会の評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて運用の目標達成に向けた取組及びスチュワードシップ責任に係る取組が適切に実施されたとの評価を受けること。	･新たに加入する被共済者数 ･退職金未請求者数の比率･未請求退職金額の割合、共済手帳長期未更新者数の減少 ･令和8年度に中退共システムの新システムの運用を開始することを目指し、設計･開発の着実な進捗管理 ･建退共電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数、退職金ポイントの額が掛金収入額に占める割合	･貸付決定までの審査期間 ･財形持家転貸融資の新規申込件数

業務運営の効率化に関する事項／財務内容の改善に関する事項／その他業務運営に関する重要事項

業務運営の効率化

●効率的な業務実施体制の確立等

- 法人の長を中心に、業務の効率的・効果的実施、働き方改革の推進等の観点から会議の電子化、効率化、職員のテレワークの推進をはじめとした見直しを検討し、実施
- 外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化及び経費の縮減

●業務運営の効率化に伴う経費節減等

- 経費節減、適正な給与水準の検証・公表、業務の電子化、契約の適正化の推進

財務内容の改善

●中期計画予算の作成・運営

- 林業退職金共済事業における累積欠損金の着実な解消、「業務運営の効率化」を踏まえた中期計画予算の作成及び運営

その他業務運営に関する重要事項

●ガバナンスの徹底

＜内部統制の徹底＞

- 統制環境として、金融業務を行う公的機関にふさわしい高い職業倫理の徹底、金融ショックやサイバーテロなどのリスクに対する不断の備え、エビデンスに基づく施策立案の徹底等
- 中期計画等の進捗状況についてPDCAサイクルを適切に機能
- 個人情報の適切な取扱、監査の徹底

＜情報セキュリティ対策＞

- インシデント発生時の迅速・適切な対応を確保するための組織体制と手順の浸透
- 災害時等における事業継続性の強化

＜事業及び制度の改善・見直しに向けた取組＞

- 中小企業退職金共済制度の財政検証に必要な情報を厚生労働省に提供
  特に、特定業種退職金制度のあり方についての検討に資する情報を厚生労働省に提供し、その検討結果を踏まえ、必要な対策を実施
- 財産形成促進事業について、次期中期目標に向けて実施する事業及び制度の改善・見直しの検討に資するよう、必要な情報を収集し、厚生労働省に提供
- 各種事業に関し、必要に応じて、事業及び制度の改善・見直しに資する情報を収集し、厚生労働省に提供

●人事に関する事項

- 人材確保・育成方針に基づく、人材の確保・育成や職員の士気の向上等
- 専門的知識を有する人材の確保、役員や管理職への女性登用、障害者の積極的な採用等によるダイバーシティの推進

【参考】主な指標（退職金共済事業・財産形成促進事業・業務運営の効率化）

退職金共済事業

	一般の中小企業退職金共済制度	建設業退職金共済制度	清酒製造業退職金共済制度	林業退職金共済制度
加入促進	新規加入被共済者数 **165万人以上**	新規加入被共済者数 **47万6千人以上**	新規加入被共済者数 **270人以上**	新規加入被共済者数 **6,900人以上**
サービスの向上	退職金請求受付日から18業務日以内に退職金を全数支給	退職金請求受付日から22業務日以内に退職金を全数支給		
	令和８年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応	※ 建設業退職金共済制度： 電子申請専用サイトの利用者登録を行う共済契約者数を半数以上 電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上		
確実な退職金の支給に向けた取組	請求権が発生した年度から３年経過後の、 未請求者比率 毎年度2.0%以下 未請求退職金額の割合 毎年度0.5%以下	中期目標期間の最終年度までに、長期未更新者数を、前中期目標期間の終了時の数から減少 ※ 建設業退職金共済制度： 特に住所情報把握者については前中期目標期間の終了時の数から15%以上減少 新たに該当することとなる被共済者数を最終年度までに13,000人以下に減少		

財産形成促進事業

- 貸付決定までの審査期間を借入申込書受理日から平均５業務日以下
- 財形持家転貸融資の新規借入申込件数　1,800件以上

業務運営の効率化に関する事項

中期目標期間の最終年度までに、新規追加分及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、以下の削減を行うこと

- 一般管理費　2022（令和４）年度予算比 15%以上（人件費除く）
- 業務経費　同年度予算比 ５%以上（財産形成促進事業における貸付金、償還金及び支払利息を除く）

詳細については、以下の第５期中期目標をご覧ください。
（https://www.taisyokukin.go.jp/dis/PDF/cyuki_m5.pdf）

（２）一定の事業等のまとまりごとの目標

機構における一定の事業等のまとまりはそれぞれの業務内容を基に、全部で７つに区分しております。具体的なまとまりごとの目標の概要は以下のとおりです。また、経理区分は各事業ごとに区分されており、セグメント区分もこれを基に開示しております。これらの関係は以下の表のとおりです。

Ⅰ　退職金共済事業

〈１　資産の運用〉

・　資産運用の基本方針等に基づくプロセス責任を果たすための対応の徹底
・　スチュワードシップ活動の展開

〈２　一般の中小企業退職金共済事業〉

・　加入促進、サービス向上、確実な退職金の支給
・　中退共システムの基本構造及びプログラミング言語を刷新する再構築及び手続のオンライン化の実現

〈３　建設業退職金共済事業〉

・　加入促進、サービス向上、確実な退職金の支給
・　建退共における電子申請方式（電子ポイント方式）の利用促進

〈４　清酒製造業退職金共済事業〉

・　加入促進、サービス向上、確実な退職金の支給

〈５　林業退職金共済事業〉

・　累積欠損金の処理、加入促進、サービス向上、確実な退職金の支給

Ⅱ　財産形成促進事業

・　財形持家融資の関係機関等と連携し、財形持家融資利用者の動向とその要因を踏まえた利用促進対策
・　政府方針を踏まえ、特別な支援を必要とする利用者への特例措置の実施

Ⅲ　雇用促進融資事業

・　債権管理を適切に行い、リスク管理債権の処理を進める

一定の事業等のまとまり	勘定区分（セグメント区分）
Ⅰ　退職金共済事業	
１　資産の運用	－
２　一般の中小企業退職金共済（中退共）事業	一般の中小企業退職金共済事業等勘定
３　建設業退職金共済（建退共）事業	建設業退職金共済事業等勘定
４　清酒製造業退職金共済（清退共）事業	清酒製造業退職金共済事業等勘定
５　林業退職金共済（林退共）事業	林業退職金共済事業等勘定
Ⅱ　財産形成促進事業	財形勘定
Ⅲ　雇用促進融資事業	雇用促進融資勘定

（３）政策体系図

独立行政法人勤労者退職金共済機構の政策体系図

国の政策

厚生労働省の任務は国民生活の保障・向上と経済の発展への寄与。

中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度の適切な運営と普及は、これらに寄与し、勤労者生活の充実を図るために不可欠。

中小企業退職金共済制度の意義

従業員の退職後の生活の安定と、中小企業における人材の確保・定着を図ることによって、従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与するもの

勤労者財産形成促進制度の意義

勤労者の計画的な財産形成を促進することにより国民経済の健全な発展に寄与するもの

次期中期目標期間（2023～2027年度）における法人の役割

法人の事務事業（制度の実施）

○独力では退職金を持つことが困難な中小企業について、従業員の退職後の生活の安定と、中小企業の人材確保・定着を図る。
○財形持家融資制度の運営により、勤労者生活の充実を図る。

現状・課題

○少子高齢化が進展する中で長期化した人生を豊かに送る観点から、現役世代における資産形成の重要性の高まり
○中小企業における事業承継問題の深刻化と特定業種における非正規雇用者数の減少に対応した制度の持続可能性の確保
○気候変動等のESG課題に対する公的機関投資家として期待される責任・役割の増加
○世界的なサイバー攻撃の脅威の高まり
○中退共システムの機動性確保（基本構造とプログラミング言語の刷新）
○民間金融機関における住宅ローン商品の拡大

中期目標期間における主な事務・事業

中小企業退職金共済事業

○資産運用
・金融市場の不確実性が増加する中、資産運用の基本方針等に基づくプロセス責任を果たすための対応の徹底
・スチュワードシップ活動の展開
○中退共システム再構築の実現と再構築後の機能強化
○建退共における電子申請方式の利用促進
○加入促進、サービス向上、確実な退職金の支給

財産形成促進事業

○財形持家融資業務の実施

ガバナンスの徹底等

○責任の所在が明確な内部統制の徹底
○情報セキュリティ対策の推進
○事業・制度の改善・見直しに向けたエビデンスの提供

第５期中期目標別添「政策体系図」より

（独）勤労者退職金共済機構の使命等と目標との関係

（使命）

（独）勤労者退職金共済機構は、中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的としている。

（現状・課題）

◆強み
・強固な財務基盤と受託者責任に基づく安全かつ効率的な資産運用、資産規模6兆円超の公的機関投資家としての影響力
・資産運用のリスクに関する情報の厚労省への提供等を通じて中退共制度のガバナンスに重要な役割を担う機関
・大量かつ機微な個人情報に対する情報セキュリティ体制
・責任の所在が明確な内部統制、組織全体へのPDCAの定着

◆弱み・課題
・経営や金融分野における専門的な人材の確保
・中退共システムの機動性確保（基本構造とプログラミング言語の刷新）、オンライン化やRPAへの対応
・環境変化に迅速に対応した制度運営と柔軟な資源配分
・ガバナンスの徹底・堅持

（環境変化）

○現役世代における資産形成の重要性の高まり
○経営者の高齢化による事業承継問題の深刻化
○地政学リスクの増大等のグローバルな構造変化に伴う金融市場における不確実性の増加
○気候変動等のESG課題に対する公的機関投資家として期待される責任・役割の増加
○世界的なサイバー攻撃の脅威の高まり

（中（長）期目標）

○資産運用
・金融市場の不確実性が増加する中、資産運用の基本方針等に基づくプロセス責任を果たすための対応の徹底
・スチュワードシップ活動の展開
○中退共システム再構築の実現と再構築後の機能強化
○建退共における電子申請方式の利用促進
○加入促進、サービス向上、確実な退職金の支給
○国による事業・制度の改善・見直しに向けたエビデンスの提供

第５期中期目標別添「法人の使命等と目標との関係」より

５．法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

理事長の理念、運営方針は以下のとおりです。

第１に、安心・安全な制度運営です。私どもは、勤労者の大切な退職金と個人情報をお預かりしています。このことを常に心に刻み、安全かつ効率的な資産運用と厳格な情報セキュリティ管理を行い、勤労者の方々に安心して加入して頂ける安全な制度運営を行ってまいります。

第２に、ガバナンスの確保です。私どもは内部統制はもとより、外部有識者等からもチェックを受ける様々な仕組みを整備しています。こうした仕組みを活用しつつ、独善に陥ることのない制度運営を行ってまいります。

第３に、変化に対する工夫です。技術進歩を活用して情報発信面での工夫を心掛けてまいります。また、６．６兆円の資産を有する公的なアセット・オーナーとして、時代の要請に合ったスチュワードシップ活動を展開し、本邦資本市場の健全な発展、ひいてはわが国経済の持続可能な成長に可能な限り貢献していく所存です。

６．中期計画及び事業年度計画

第５期中期計画（令和５年４月～令和 10 年３月）に掲げる項目及びその主な内容と令和６年度の事業年度計画との関係（主な要点の抜粋）は次のとおりです。

なお、第５期中期計画及び令和６事業年度計画の全文については以下をご参照ください。

- 第５期中期計画(https://www.taisyokukin.go.jp/dis/PDF/cyuki_k5.pdf)
- 令和６事業年度計画
(https://www.taisyokukin.go.jp/dis/PDF/r06_keikaku.pdf)

第５期中期計画における主な指標等	令和６事業年度計画における主な指標等
Ⅰ　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
退職金共済事業（一般の中小企業・建設業・清酒製造業・林業）	
【資産の運用】 （資産運用の目標達成に向けた取組） ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とし、資産運用委員会が作成する資産	【資産の運用】 （資産運用の目標達成に向けた取組） ○退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に退職金共済事業の運営に必要な利回り（予定運用利回りに従って増加する責任準備金の額及び業務経費の合計の資産に対する比率をいう。）を最低限のリスクで確保することを目標とし、資産運用委員会が作成する資産

運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて以下（１）、（２）の対応が適切に実施されたとの評価を受ける。 （１）基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を確認し、期待リターンに満たない際には検討と対応を行う。 （２）「責任ある機関投資家」の諸原則を踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。	運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて以下（１）、（２）の対応が適切に実施されたとの評価を受ける。 （１）基本ポートフォリオの期待リターンと運用実績との差異を確認し、期待リターンに満たない際には検討と対応を行う。 （２）「責任ある機関投資家」の諸原則を踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。
【一般の中小企業退職金共済事業】 （加入促進対策の効果的実施） ○新たに加入する被共済者数（中期目標期間中に 165 万人以上） （サービスの向上） ○厳正かつ迅速な審査の実施（退職金請求受付日から 18 業務日以内に退職金を全数支給） （中退共システム再構築） ○中退共事業における中退共システムについて、2026（令和８）年度に新システムの運用を開始することを目指し、設計・開発の着実な進捗管理を行うとともに、想定外の事態にも適切に対応する。 （確実な退職金の支給に向けた取組等） ○退職金未請求者率の縮減（請求権発生年度から３年経過後の未請求者数の比率を毎年度 2.0%以下。同様に未請求退職金額の割合を毎年度 0.5%以下。）	【一般の中小企業退職金共済事業】 （加入促進対策の効果的実施） ○新たに加入する被共済者数（令和６年度に 34 万 5000 人以上） （サービスの向上） ○厳正かつ迅速な審査の実施（退職金請求受付日から 18 業務日以内に退職金を全数支給） （中退共システム再構築） ○2023（令和５）年 10 月に業者決定し設計工程を開始したシステム基盤構築等業務（システム基盤構築、ツール開発、ハードウエア設置、データセンター等）では、構築、単体テストを進め、年度後半には、設計・開発業者にシステム基盤を引き渡し、結合テストを開始する。 （確実な退職金の支給に向けた取組） ○退職金未請求者率の縮減（請求権発生年度から３年経過後の未請求者数の比率を 2.0%以下。同様に未請求退職金額の割合を 0.5%以下。）
【建設業退職金共済事業】 （加入促進対策の効果的実施） ○新たに加入する被共済者数（中期目標期間中に 47 万 6,000 人以上） （サービスの向上） ○電子申請方式（電子ポイント方式）の一層の利用促進を図り、中期目標期間中に電子申請専用サイトの利用者登	【建設業退職金共済事業】 （加入促進対策の効果的実施） ○新たに加入する被共済者数（令和６年度中に 9 万 7,000 人以上） （サービスの向上） ○電子申請方式（電子ポイント方式）の一層の利用促進を図り、令和６年度中に電子申請による掛金の原資となる

録を行う共済契約者数を半数以上とし、電子申請による掛金の原資となる退職金ポイントの額を掛金収入額の30%以上とすること。 ○厳正かつ迅速な審査の実施（退職金請求受付日から22業務日以内に退職金を全数支給） （確実な退職金の支給に向けた取組等） ○住所が把握できた長期未更新者に対し、一定の期間経過時点で共済手帳の更新や退職金の請求等の手続を要請 ○長期未更新者数の減少（中期目標期間の最終年度までに前中期目標期間終了時より減少）	退職金ポイントの額を掛金収入額の９%以上とすること。 ○厳正かつ迅速な審査の実施（退職金請求受付日から22業務日以内に退職金を全数支給） （確実な退職金の支給に向けた取組等） ○住所が把握できた長期未更新者に対し、一定の期間経過時点で共済手帳の更新や退職金の請求等の手続を要請 ○長期未更新者数の減少（中期目標期間の最終年度までに前中期目標期間終了時より減少）
【清酒製造業退職金共済事業】 （加入促進対策の効果的実施） ○新たに加入する被共済者数（中期目標期間中に270人以上） （サービスの向上） ○厳正かつ迅速な審査の実施（退職金請求受付日から22業務日以内に退職金を全数支給） （確実な退職金の支給に向けた取組等） ○住所が把握できた長期未更新者に対し、一定の期間経過時点で共済手帳の更新や退職金の請求等の手続を要請 ○長期未更新者数の減少（中期目標期間の最終年度までに前中期目標期間終了時より減少）	【清酒製造業退職金共済事業】 （加入促進対策の効果的実施） ○新たに加入する被共済者数（令和６年度中に60人以上） （サービスの向上） ○厳正かつ迅速な審査の実施（退職金請求受付日から22業務日以内に退職金を全数支給） （確実な退職金の支給に向けた取組等） ○住所が把握できた長期未更新者に対し、一定の期間経過時点で共済手帳の更新や退職金の請求等の手続を要請 ○長期未更新者数の減少（中期目標期間の最終年度までに前中期目標期間終了時より減少）
【林業退職金共済事業】 （累積欠損金の処理） ○「累積欠損金解消計画」に沿って着実な累積欠損金の解消を図る。 （加入促進対策の効果的実施） ○新たに加入する被共済者数（中期目標期間中に6,900人以上） （サービスの向上）	【林業退職金共済事業】 （累積欠損金の処理） ○「累積欠損金解消計画」を踏まえて着実な累積欠損金の削減に努める。 （加入促進対策の効果的実施） ○新たに加入する被共済者数（令和６年度中に1,500人以上） （サービスの向上）

○厳正かつ迅速な審査の実施（退職金請求受付日から22業務日以内に退職金を全数支給） （確実な退職金の支給に向けた取組等） ○住所が把握できた長期未更新者に対し、一定の期間経過時点で共済手帳の更新や退職金の請求等の手続を要請 ○長期未更新者数の減少（中期目標期間の最終年度までに前中期目標期間終了時より減少）	○厳正かつ迅速な審査の実施（退職金請求受付日から22業務日以内に退職金を全数支給） （確実な退職金の支給に向けた取組等） ○住所が把握できた長期未更新者に対し、一定の期間経過時点で共済手帳の更新や退職金の請求等の手続を要請 ○長期未更新者数の減少（中期目標期間の最終年度までに前中期目標期間終了時より減少）
財産形成促進事業	
（融資業務の着実な実施） ○貸付決定までの審査期間（借入申込書を受理した日から平均5業務日以下） （利用促進対策の効果的実施） ○あらゆる機会を捉えて毎年度30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図る ○財形持家融資の新規借入申込件数（中期目標期間中に1,800件以上）	（融資業務の着実な実施） ○貸付決定までの審査期間（借入申込書を受理した日から平均5業務日以下） （利用促進対策の効果的実施） ○あらゆる機会を捉えて令和６年度中に30回以上、財形持家転貸融資の利用促進を図る ○財形持家融資の新規借入申込件数（令和６年度中に370件以上）
雇用促進融資事業	
○債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める	○債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進める
Ⅱ　業務運営の効率化に関する事項	
（効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等） ○業務運営の見直しの検討 ○外部委託の拡大など事務処理の効率化及び経費の縮減 （業務運営の効率化に伴う経費削減） ○一般管理費については15%以上、業務経費については５%以上の削減 （給与水準の適正化） ○給与水準の検証を行い、検証結果や取組内容を公表 （業務の電子化に関する取組） ○中退共システム【再掲】	（効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等） ○業務運営の見直しの検討 ○外部委託の拡大など事務処理の効率化及び経費の縮減 （業務運営の効率化に伴う経費削減） ○一般管理費については15%以上、業務経費については５%以上の削減 （給与水準の適正化） ○給与水準の検証を行い、検証結果や取組内容を公表 （業務の電子化に関する取組） ○中退共システム【再掲】

○建退共の電子申請方式（電子ポイント方式）の利用促進【再掲】 （契約の適正化の推進） ○「調達等合理化計画」に基づいた取組、契約監視委員会等を通じた契約の点検 ○監事及び会計監査人による監査等において契約の点検	○建退共の電子申請方式（電子ポイント方式）の利用促進【再掲】 （契約の適正化の推進） ○「調達等合理化計画」に基づいた取組、契約監視委員会等を通じた契約の点検 ○監事及び会計監査人による監査等において契約の点検
Ⅲ　財務内容の改善に関する事項	
○着実な累積欠損金の解消 ○中期計画予算の適切な管理を通じた運営	○着実な累積欠損金の解消 ○年度予算の適切な管理を通じた運営
Ⅳ　その他業務運営に関する重要事項	
（ガバナンスの徹底） ○内部統制の強化 ○情報セキュリティ対策の推進 （人事に関する事項） ○人材の確保・育成や職員の士気の向上に取り組む ○資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門の体制を整備するため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、役員や管理職への女性登用、障害者の積極的な採用等によりダイバーシティを推進する	（ガバナンスの徹底） ○内部統制の強化 ○情報セキュリティ対策の推進 （人事に関する事項） ○人材の確保・育成や職員の士気の向上に取り組む ○資産運用やシステム管理など特に高度な専門性が求められる部門の体制を整備するため、専門的知識を有する人材を確保するとともに、役員や管理職への女性登用、障害者の積極的な採用等によりダイバーシティを推進する

7．持続的に適正なサービスを提供するための源泉

（1）ガバナンスの状況

当機構が運営する事業において中小企業退職金共済法及び勤労者財産形成促進法（昭和 46 年法律第 92 号）に基づいて定められた約款・規程、独立行政法人通則法の定めに基づく業務方法書や各種規程について、各種会議や研修等を通じて認識を共有し、適切に見直しを行うとともに、以下の図に示すガバナンス体制を確立し、ガバナンスの強化を図っています。

勤労者退職金共済機構におけるガバナンス体制

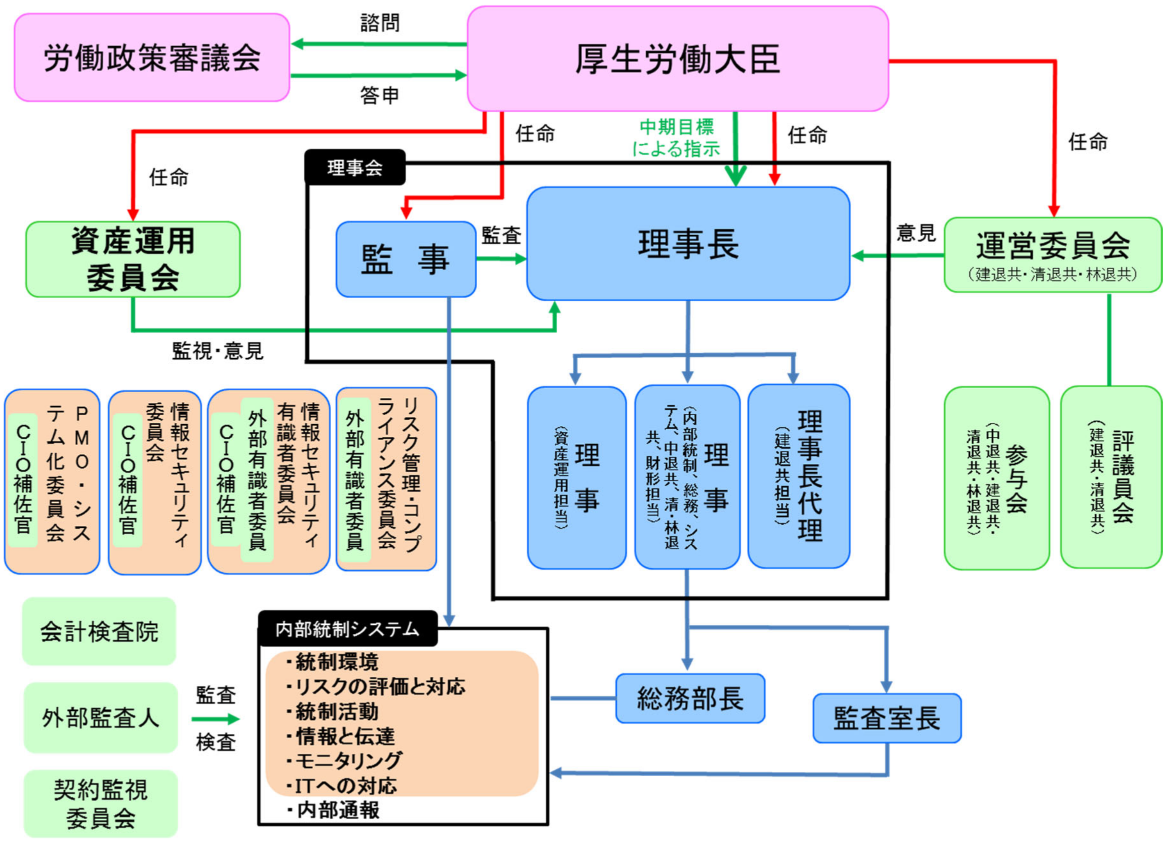

（２）役員等の状況

①　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

（令和７年３月 31 日現在）

役　職	氏　　名	任　　期	担　当	経　　歴
理事長	梅森　　徹	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 10 年 3 月 31 日		(一社)全国地方銀行協会常務理事 日本銀行名古屋支店長
理　事 (理事長代理) (常勤)	大澤　一夫	自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日	建退共	国土交通省大臣官房付
理　事 (常勤)	松本　　圭	自 令和 5 年 10 月 1 日 至 令和 7 年 9 月 30 日	内部統制 総　務 システム 中退共 清退共 林退共 財　形	厚生労働省大臣官房付
理　事 (常勤)	松田丈太郎	自　令和 5 年 10 月 1 日 至　令和 7 年 9 月 30 日	資産運用	三菱 UFJ 人事サービス(株)審議役 (株)三菱 UFJ 銀行シニアフェロー
監　事 (常勤)	清水　　幸	自 令和 5 年 7 月 1 日 至　※		独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 事業推進部長
監　事 (非常勤)	熊谷麻貴子	自 令和 5 年 7 月 1 日 至　※		熊谷公認会計士事務所長

※ 監事の任期は、中期目標期間の最後の事業年度（令和9年度）の財務諸表承認日（主務大臣承認）までである。

② 会計監査人の名称及び報酬

有限責任　あずさ監査法人

監査証明業務に基づく報酬　26,180,000 円（税込）

なお、非監査業務に基づく報酬はありません。

（３）職員の状況

常勤職員は令和６年度末現在 250 人（前年度末比２人減、0.8％減）であり、平均年齢は 40 歳（前年度末 40 歳）となっています。このうち、国等からの出向者は５人、令和７年３月 31 日付け退職者は８人です。

ダイバーシティの推進については、令和７年度末時点の役員６名のうち２名を女性にすること及び管理職の女性割合を 30％にすることを目標としております。役員については６名のうち２名が女性ですが、令和６年度末時点の管理職の女性割合は 26.3％であることから、女性職員の採用を積極的に行うとともに引き続き幹部候補者の育成、登用を進めてまいります。障害者については積極的な採用と併せて、採用後の定着のため人事部門と配属部門とが連携し、定期的な面談を行う等きめ細やかな対応を行っています。

（４）重要な施設等の整備等の状況

該当はありません。

（５）純資産の状況

① 資本金の状況

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	2	－	－	2
資本金合計	2	－	－	2

② 目的積立金の状況

令和６年度は、目的積立金の申請は行っておりません。

当期の前中期目標期間繰越積立金取崩額 60 百万円は、主として一部の経理において発生した当期純損失 83 百万円について取崩したものであります。

（６）財源の状況

① 財源（収入）の内訳（運営費交付金、国庫補助金、業務収入、その他）

令和６年度の法人単位の収入決算額は 610,766 百万円であり、国からの財源措置を含め以下のとおりの収入があります。

（単位：百万円）

区　　分	金　　額	構成比率
運営費交付金収入	28	0.0%
国庫補助金収入	7,117	1.2%
業務収入	600,594	98.3%
業務外収入	27	0.0%
その他	3,000	0.5%
合計	610,766	100.0%

（注）単位未満四捨五入。

② 自己収入に関する説明

機構における自己収入として、収入の大半を占める業務収入の内訳は退職金共済事業に関する掛金等収入 483,689 百万円、運用収入等 22,382 百万円、勤労者財産形成促進事業に関する貸付金の回収金等 94,412 百万円、雇用促進融資業務に関する貸付金の回収金等 111 百万円となっております。

（７）社会及び環境への配慮等の状況

① 社会・環境へ配慮した取組

○ 社会的責任への対応

ア　職場環境の向上のため、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）及び女性活躍推進法（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、一般事業主行動計画を策定し、職員が仕事と子育てを両立させることができる環境や、女性が安心して意欲的に仕事に励むことができる職場を整備しております。

イ　ＤＸの活用による利用者利便性の向上と職員の働き方改革を進めるため、中退共における手続のオンライン化の実現や建退共における電子ポイント方式の利用促進に取り組んでいます。

また、令和７年度からテレワークが実施できるよう、システムの構築を行いました。

○ 環境への配慮

機構では、環境への配慮の観点から、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年５月 13 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年５月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を基に、以下のような取組を実施しております。

ア　省エネルギー型ＯＡ機器等の導入等

パソコン、コピー機等のＯＡ機器等については、エネルギー消費のより少ないものを選択することとし、また機器の省エネルギーモードが適用されるよう設定しております。

イ　用紙類等の使用量の削減・再利用

コピー用紙等の両面印刷・両面コピーを徹底し、不要となったコピー用紙（コピーミスや使用済文書等）の再使用、再生利用に努めております。

また、グリーン購入法適合再生紙・文具類の購入を促進し、環境に配慮した商品調達を行っております。

さらに今後、ペーパーレス化に取り組んでまいります。

ウ　事務室内における冷暖房温度の適正管理の徹底

エ　「クールビズ」の励行

オ　事務室段階でのごみの分別回収の徹底

○　役職員のＳＤＧｓに対する意識の向上

役職員の環境・社会的意識の向上のため、国連で採択されたＳＤＧｓ(Sustainable Development Goals)に関する研修を行いＳＤＧｓ及び機構の取組について理解を深めるとともに、ＳＤＧｓバッジの配付、着用の励行により一層のＳＤＧｓへの意識の向上に努めております。

②　資産運用業務に於けるＳＤＧｓへの取組み

平成２６年度からスチュワードシップ活動を本格化し、資産を委託する運用機関にＥＳＧ要素の考慮を求めてきたことに加え、令和５年度に責任投資方針の制定、並びに責任投資原則（ＰＲＩ）への署名を行いました。令和６年度から運用受託機関の評価項目に「スチュワードシップ活動」を導入しています。

スチュワードシップ活動の詳細につきましては、以下をご覧ください。
(https://www.taisyokukin.go.jp/assets/a_stewardship.html)

（８）法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

機構は、強固な財務基盤を有しており、受託者責任に基づき安全かつ効率的な資産運用を行うことにより、中小企業退職金共済制度の安定的な運営に貢献するとともに、資産規模６．６兆円超の公的機関投資家としての影響力を有しております。

また、機構が資産運用のリスクに関する情報を厚生労働省に適切に提供すること等を通じて退職金共済制度における予定運用利回りが決定される仕組みとなっており、機構は制度全体のガバナンスにおいて重要な役割を担う機関です。

さらに、機構は大量かつ機微な利用者の個人情報を保有していますが、これらの情報の保護のための情報セキュリティ体制を確保しています。

加えて、前中期目標期間中にガバナンスの強化を図り、責任の所在が明確な内部統制や組織全体へのＰＤＣＡサイクルの定着を実現しています。

８．業務運営上の課題・リスク及びその対応策

（１）リスク管理の状況

機構では、業務の円滑な運営を達成するためのリスクマネジメント体制の整備に取り組んでおり、リスク発生を未然に防止し、またリスクが発生した場合の損失回避・低減を図っております。

また、鳥瞰図（リスク・マップ）を作成・更新し、リスク管理・コンプライアンス委員会においてリスクの現状と課題に関する認識の共有、課題間の優先順位付けを行っております。なお、特に統制が急務である個人情報を取り扱う業務のリスクについては、ＣＳＡ（統制自己評価）手法によるリスク管理表を作成し、これに基づく管理を行うこととしました。

○　令和６年度におけるリスク管理・コンプライアンス委員会の開催：１回

（２）業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

①　情報セキュリティインシデント

サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、機構は、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 104 号）及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、各種規程の見直しをするとともに、サイバー攻撃等の脅威に対して強固なシステム環境の構築、ヒューマン・エラー対策（研修・教育等）など、適時適切な情報セキュリティ対策を実施しております。

実施状況については、監事・監査室による内部監査のほか、外部機関による情報セキュリティ監査、外部有識者を加えた情報セキュリティ有識者委員会などを活用して、実効性を検証し、その結果を踏まえて迅速に対策を見直しております。

また、インシデント発生時に、迅速かつ適切な対応がとれるよう、関係機関・システム運用委託先との連携体制、内部の指揮命令・連絡体制等を確立するための訓練や研修等を行っております。

②　個人情報保護

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）では、事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、個人情報の取扱いに当たって守るべきルー

ルが定められています。また、同法に基づき個人情報保護委員会が策定した「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」においては、管理体制の確立、教育研修の実施、保有個人情報の取扱い、情報システムにおける安全の確保、情報システム室等の入退室管理、業務委託先の管理等独立行政法人等が講ずべき措置が示されております。

機構は同法及び同指針に基づき「個人情報管理規程」を定めており、役職員一同これら法令等を遵守し、個人情報を厳正に管理・利用、保護するよう努めております。

特に、被共済者等の個人情報を取扱う部門においては、保護管理者を配置し、認証・識別機能を用いて個人情報にアクセスできる職員を必要最小限度とすることや、個人情報を取扱う機器を設置する事務室の入退室を制限するなど、厳重な保護管理措置を講じております。

③　資産運用の損失

資産運用について、中期計画では、退職金支給に必要な流動性を確保しつつ、中期的に事業の運営に必要な利回りを最低限のリスクで確保することを目標としており、この目標を達成するため、資産運用委員会の議を経て作成又は変更する基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全で効率的かつ健全な資産運用を実施しております。

また、健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させております。併せて、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握するよう努めております。

リスク管理については、運用におけるリスクテイク状況の定期的なモニタリングを行い、また、向こう５年間に想定し得る最悪の状況で発生する損失額（「想定損失額」という。）と利益剰余金のバランスをチェックし、財務基盤に問題ないかを確認しております。

詳細につきましては、業務実績報告書及び業務方法書をご覧ください。

- 業務実績報告書（https://www.taisyokukin.go.jp/dis/dis02_02.html）
- 業務方法書（https://www.taisyokukin.go.jp/dis/PDF/g_houhou.pdf）

9．業績の適正な評価の前提情報

令和６事業年度の機構の各事業についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる主な事業スキームを示します。

退職金共済事業

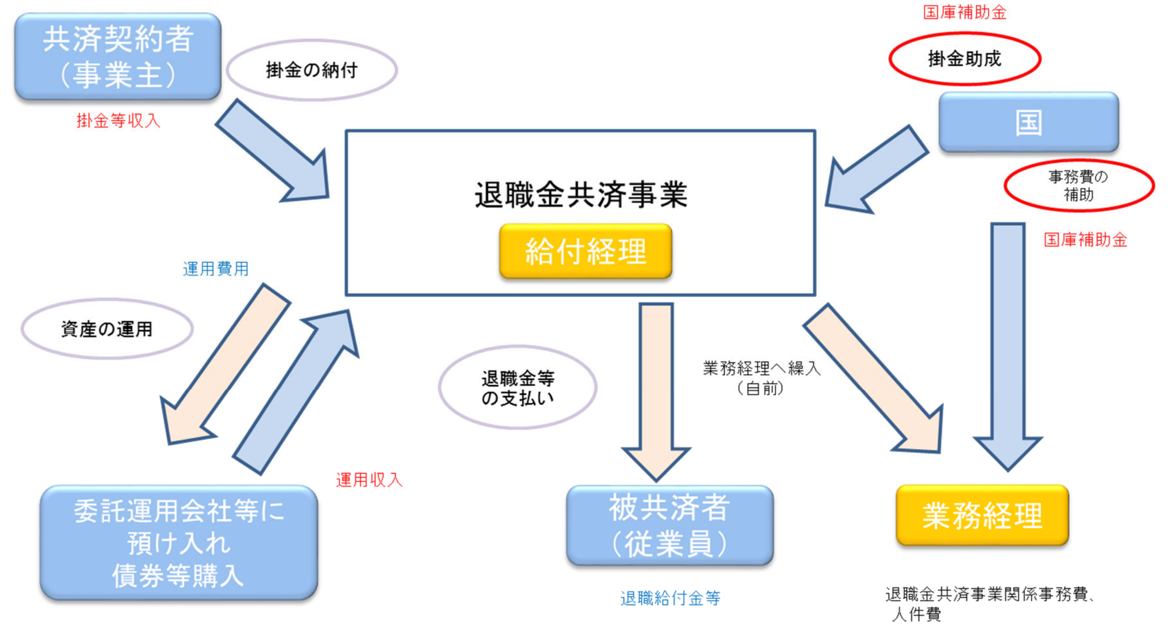

※ 退職金共済事業は、一般の中小企業退職金共済事業、建設業退職金共済事業、清酒製造業退職金共済事業、林業退職金共済事業からなる。

勤労者財産形成事業

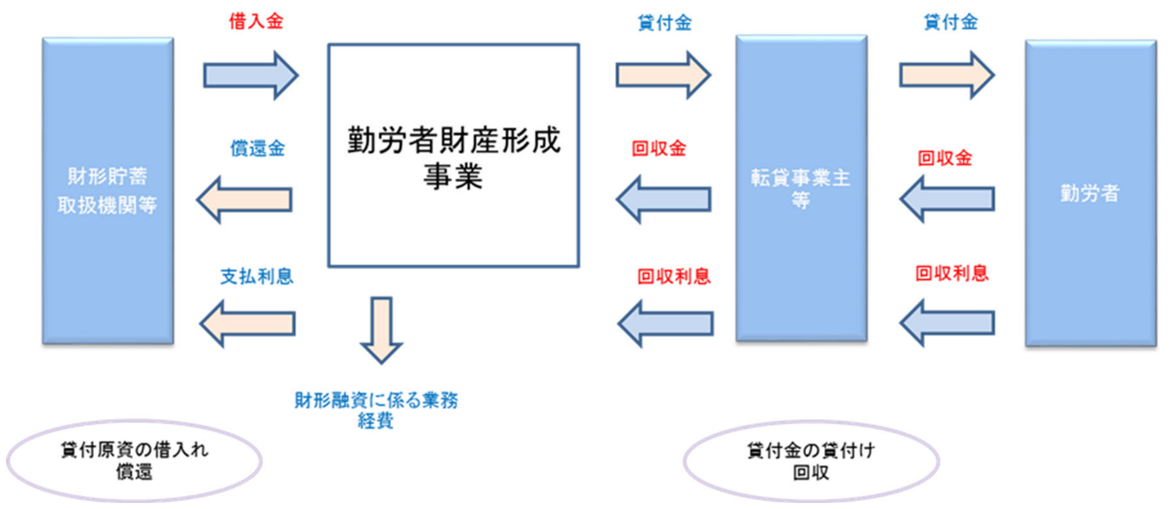

１０．業務の成果と使用した財源との対比

（１）令和６年度の主な業務成果・業務実績

・　資産の運用

資産運用委員会が作成した資産運用に関する評価報告書において、運用実績を踏まえ、年間を通じて運用の目標達成に向けた取組及びスチュワードシップ責任に係る取組の対応が適切に実施されたとの評価を受けました。

・　退職金共済事業の加入促進の効果的実施

令和６年度中に新たに加入した被共済者数は以下のとおりです。

	年度目標	年度実績	達成度
一般の中小企業退職金共済事業	345,000 人	354,647 人	102.8%
建設業退職金共済事業	97,000 人	97,515 人	100.5%
清酒製造業退職金共済事業	60 人	78 人	130.0%
林業退職金共済事業	1,500 人	1,404 人	93.6%

（２）令和６年度の業務実績とその自己評価

機構は、第５期中期計画及び令和６事業年度計画に則って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について、適切な業務運営に取り組んでまいりました。各業務（セグメント）ごとの具体的な取組結果と行政コストとの関係の概要については以下のとおりです。詳細につきましては、業務実績等報告書(https://www.taisyokukin.go.jp/dis/dis02_02.html)をご覧ください。

<table>
<tr><th colspan="4">中期計画</th><th>自己評価</th><th>行政コスト（百万円）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">第１　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</td><td rowspan="3">Ⅰ退職金共済事業</td><td>資産の運用</td><td>(1)制度の特徴及び運用の目的
(2)資産運用の目標
(3)運用の目標達成に向けた取組
(4)スチュワードシップ責任に係る取組
(5)労働政策審議会と資産運用委員会の連携等</td><td>B</td><td>－</td></tr>
<tr><td>一般の中小企業退職金共済事業</td><td>(1)加入促進対策の効果的実施
(2)サービスの向上
(3)中退共システム再構築
(4)確実な退職金の支給に向けた取組</td><td>B</td><td>536,879</td></tr>
<tr><td>建設業退職金共済事業</td><td>(1)加入促進対策の効果的実施
(2)サービスの向上
(3)確実な退職金の支給に向けた取組</td><td>B</td><td>76,609</td></tr>
</table>

		清酒製造業退職金共済事業	(1)加入促進対策の効果的実施 (2)サービスの向上 (3)確実な退職金の支給に向けた取組	B	180
		林業退職金共済事業	(1)累積欠損金の処理 (2)加入促進対策の効果的実施 (3)サービスの向上 (4)確実な退職金の支給に向けた取組	B	1,930
	Ⅱ 財産形成促進事業		1 融資業務の着実な実施 2 利用促進対策の効果的実施 3 財務運営	B	1,480
	Ⅲ 雇用促進融資事業			B	56
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置			1 効率的かつ効果的な業務実施体制の確立等 2 業務運営の効率化に伴う経費削減 3 給与水準の適正化 4 業務の電子化に関する取組 5 契約の適正化の推進	B	－
第3 財務内容の改善に関する事項				B	－
第4 その他業務運営に関する重要事項			1 ガバナンスの徹底 2 人事に関する事項	B	－
第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 積立金の処分に関する事項				B	－

（注１）表中の色は、セグメント区分を表しています。

（注２）評価区分

Ｓ：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

Ａ：当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

Ｂ：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

Ｃ：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

Ｄ：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

（３）当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
５年度	６年度	７年度	８年度	９年度
B				

※　評価区分

S：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

１１．予算と決算との対比

要約した法人単位の決算報告書

（単位：百万円）

区分	予算額	決算額	差額理由
収入	627,271	610,766	
運営費交付金収入	28	28	
国庫補助金収入	7,441	7,117	
業務収入	616,651	600,594	新規貸付の減による資金調達の減
業務外収入他	3,151	3,027	
支出	630,943	596,049	
退職給付金等	495,754	481,773	支給件数の減
業務経費	129,133	107,204	新規貸付の減
一般管理費他	6,057	7,071	システム設置費用による増

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

（https://www.taisyokukin.go.jp/dis/dis02_03.html）

１２．財務諸表

要約した法人単位の財務諸表　((※)は、財務諸表の体系内の対応関係を示す。)

①　貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金・預金等（※1）	185,570	一年以内返済予定の長期借入金	36,649
有価証券	296,206	一年以内返済予定の財形住宅債券	51,048
金銭信託	2,766,578	未払給付金	7,992
財形融資貸付金	198,842	前受金	3,887
財形融資資金貸付金	5,797	その他	3,843
その他	4,485	固定負債	
固定資産		共済契約準備金	5,989,239
有形固定資産	1,553	支払備金	127,823
無形固定資産	11,925	責任準備金	5,861,417
投資その他の資産	3,388,453	財形住宅債券	106,364
投資有価証券	3,212,488	退職給付引当金	2,418
その他	175,964	その他	839
		負債合計	6,202,280
		純資産の部（※2）	
		資本金	
		政府出資金	2
		資本剰余金	
		減損損失相当累計額	△5
		除売却差額相当累計額	△1
		利益剰余金	657,133
		純資産合計	657,128
資産合計	6,859,409	負債純資産合計	6,859,409

（注）単位未満四捨五入。

② 行政コスト計算書

（単位：百万円）

科目	金額
Ⅰ　損益計算書上の費用	
業務費（※3）	611,089
一般管理費（※4）	1,837
財務費用（※5）	858
臨時損失（※6）	8
Ⅱ　その他行政コスト（※7）	－
Ⅲ　行政コスト	613,792

（注）単位未満四捨五入。

③　損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額
経常費用（A）	613,784
業務費（※3）	
人件費	2,081
退職給付金	466,131
運用費用	67,497
減価償却費	28
支払備金繰入	8,424
責任準備金繰入	42,665
その他	24,263
一般管理費（※4）	
人件費	789
減価償却費	650
その他	398
財務費用（※5）	858
経常収益（B）	512,850
運営費交付金収益	26
事業収益	
掛金及過去勤務掛金収入	483,396
運用収入	20,264
その他	1,994
補助金等収益	7,110
その他	61
臨時損失（C）（※6）	8
臨時利益（D）	2
当期純損失(E＝B－A－C＋D)	100,940
前中期目標期間繰越積立金取崩額（F）	60
当期総損失（E＋F）	100,879

（注）単位未満四捨五入。

④　純資産変動計算書

（単位：百万円）

	Ⅰ資本金	Ⅱ資本剰余金	Ⅲ利益剰余金	純資産合計
当期首残高	2	△6	758,072	758,068
当期変動額				
Ⅰ資本金				
Ⅱ資本剰余金（※7）		0		0
Ⅲ利益剰余金(又は繰越欠損金)の当期変動額			△100,940	△100,940
当期変動額合計	0	0	△100,940	△100,940
当期末残高（※2）	2	△6	657,133	657,128

（注）単位未満四捨五入。

⑤　キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	金額
Ⅰ業務活動によるキャッシュ・フロー（A）	48,254
退職給付金支出	△479,444
貸付けによる支出	△4,060
人件費支出	△3,003
運営費交付金収入	28
事業収入	483,953
補助金等収入	7,189
その他収入・支出	43,590
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー（B）	△132,131
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー（C）	△25,686
Ⅳ資金増加額（又は減少額）（D=A+B+C）	△109,563
Ⅴ資金期首残高（E）	264,976
Ⅵ資金期末残高（F=D+E）（※8）	155,412

（注）単位未満四捨五入。

（参考）資金期末残高と現金及び預金との関係　　（単位：百万円）

	金　額
資金期末残高（※8）	155,412
定期預金	30,158
現金及び預金（※1）	185,570

（注）単位未満四捨五入。

詳細については、財務諸表をご覧ください。（https:/www.taisyokukin.go.jp/dis/dis02_03.html）

１３．財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

（１）貸借対照表

令和６年度末現在の資産合計は 6,859,409 百万円と、前年度末比 71,228 百万円減となっています。これは、金銭信託が 67,095 百万円減となったことが主な要因です。

負債合計は 6,202,280 百万円と、前年度末比 29,712 百万円増となっています。これは、共済契約準備金が 51,089 百万円増となったことが主な要因です。

（２）行政コスト計算書

令和６年度の行政コストは 613,792 百万円と、前年度末比 65,106 百万円増となっています。これは、業務費が 64,750 百万円増となったことが主な要因です。

（３）損益計算書

令和６年度の経常費用は 613,784 百万円と、前年度比 65,099 百万円増となっています。これは、運用費用が前年度比 67,092 百万円増となったことが主な要因です。

令和６年度の経常収益は 512,850 百万円と、前年度比 254,745 百万円減となっています。これは、運用収入が前年度比 256,649 百万円減となったことが主な要因です。

上記経常損益の状況、前中期目標期間繰越積立金取崩額を加味した結果、令和６年度の当期総損失は 100,879 百万円の損失（令和５年度は 219,100 百万円の当期総利益）となっています。

（４）純資産変動計算書

令和６年度の純資産の残高は 657,128 百万円と、前年度比 100,940 百万円減となっています。これは、当期純損失が 100,940 百万円となったことが主な要因です。

（５）キャッシュ･フロー計算書

令和６年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 48,254 百万円と、前年度比 12,098 百万円減となっています。これは、退職給付金支出が前年度比 14,561 百万円増となったことが主な要因です。

令和６年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△132,131 百万円と、前年度比 43,007 百万円増となっています。これは、投資有価証券の取得による支出が前年度比 41,745 百万円減となったことが主な要因です。

令和６年度の財務活動によるキャッシュ・フローは△25,686 百万円と、前年度比 2,726 百万円増となっています。これは、債券の償還による支出が前年度比 7,204 百万円減となったことが主な要因です。

１４．内部統制の運用に関する情報

当機構が運営する事業（退職金共済事業、勤労者財産形成促進事業）においては、中小企業退職金共済法、勤労者財産形成促進法の法令が適用されるほか、各制度の業務を行うにあたっては、約款、規程等も定めており、それらを遵守しながら各制度に係る業務を行っております。

また、機構が将来の退職金給付の貴重な原資と大量の個人情報を国民から託されていることを踏まえ、独立行政法人としての組織運営においては、独立行政法人通則法、独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 152 号）が適用されるほか、独立行政法人通則法の定めに基づく業務方法書や各種規程等を定めており、それらに基づき業務を執行しております。

さらに、内部統制については、理事会をはじめ外部有識者を含めた資産運用委員会等の各種会議におけるモニタリングのほか、監事及び監査室における監査を行い、内部の仕組みが有効に機能しているか継続的に点検・検証し改善することにより、強化を図っております。

内部統制に関する運営状況は以下のとおりです。

〈資産の運用・管理〉

機構では、ガバナンス強化策の一環として厚生労働大臣が委員を任命する資産運用委員会を設置しています。「資産運用の基本方針」をはじめ、資産運用に係る重要事項については、本委員会での議を経て決定しており、審議内容についても、議事要旨等の形で速やかに公表し、透明性、対外説明力の維持･向上に努めています。

また、資産運用の健全性を確保するため、資産運用委員会による資産運用の状況その他の運用に関する業務の実施状況の監視を徹底し、その結果を事後の資産運用に反映させています。

審議内容の議事要旨の内容については以下をご覧ください。

(https://www.taisyokukin.go.jp/assets/assets06_4.html)

○　令和６年度における資産運用委員会の開催　：５回

〈法令遵守〉

機構では、リスク管理・コンプライアンス委員会を設置しています。本委員会においては、各種法令の遵守状況やそれに応じた対策も重要な柱として審議し、法令遵守の推進を図っています。

○　令和６年度におけるリスク管理・コンプライアンス委員会の開催：１回

〈調達及び入札に関する事項〉

公正かつ透明な調達手続を実施するため、毎年度「調達等合理化計画」を作成し、迅速かつ効果的に調達を行っています。また、外部有識者と監事から構成される契約監視委員会を通じて、契約の適正な実施について点検を受けることとしているほか、機構内においても役員及び調達部門を構成員とした、調達手続合理化について検討する体制を整備しています。

調達合理化計画の詳細については以下をご覧ください。

(https://www.taisyokukin.go.jp/supply/supply22.html)

○　令和６年度における契約監視委員会の開催：４回

〈モニタリング〉

中期計画及び事業年度計画における各種施策・計画の進捗状況等について、毎月の理事会及び業務運営・推進会議を開催し、問題の把握・分析と対応策の検討を行うことによってＰＤＣＡサイクルを適切に機能させるためのモニタリングを実施しています。理事会では指標として設定されている項目について数値ベースでの進捗状況の共有を行っており、業務運営・推進会議では課題の把握や具体的な対応策の検討を行っています。

○　令和６年度における業務運営・推進会議の開催：３回

〈監事監査・内部監査〉

監事は機構内の業務及び財務に関する監査を実施しています。監査結果報告書を理事長あてに提出し、監査の結果改善が必要とされる場合は、意見を述べるなどしています。また、会計監査人による財務諸表監査が実施され、財務運営の状況が適正に処理されているかチェックを受けています。

さらに、監査室を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告しています。

１５．法人の基本情報

（１）沿革

昭和 34 年 7 月 1 日	中小企業退職金共済事業団設立。
昭和 39 年 10 月 15 日	建設業退職金共済組合設立。
昭和 42 年 9 月 1 日	清酒製造業退職金共済組合設立。
昭和 56 年 10 月 1 日	建設業退職金共済組合と清酒製造業退職金共済組合を統合して、建設業･清酒製造業退職金共済組合となる。
昭和 57 年 1 月 1 日	林業退職金共済事業を開始することに伴い建設業･清酒製造業･林業退職金共済組合と変更。
平成 10 年 4 月 1 日	中小企業退職金共済事業団と建設業･清酒製造業･林業退職金共済組合を統合して、勤労者退職金共済機構となる。
平成 15 年 10 月 1 日	独立行政法人勤労者退職金共済機構設立。
平成 23 年 10 月 1 日	独立行政法人雇用･能力開発機構の解散に伴う業務移管により勤労者財産形成事業を開始。

（２）設立に係る根拠法

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）

（３）主務大臣

厚生労働大臣（厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課）

（４）組織体制

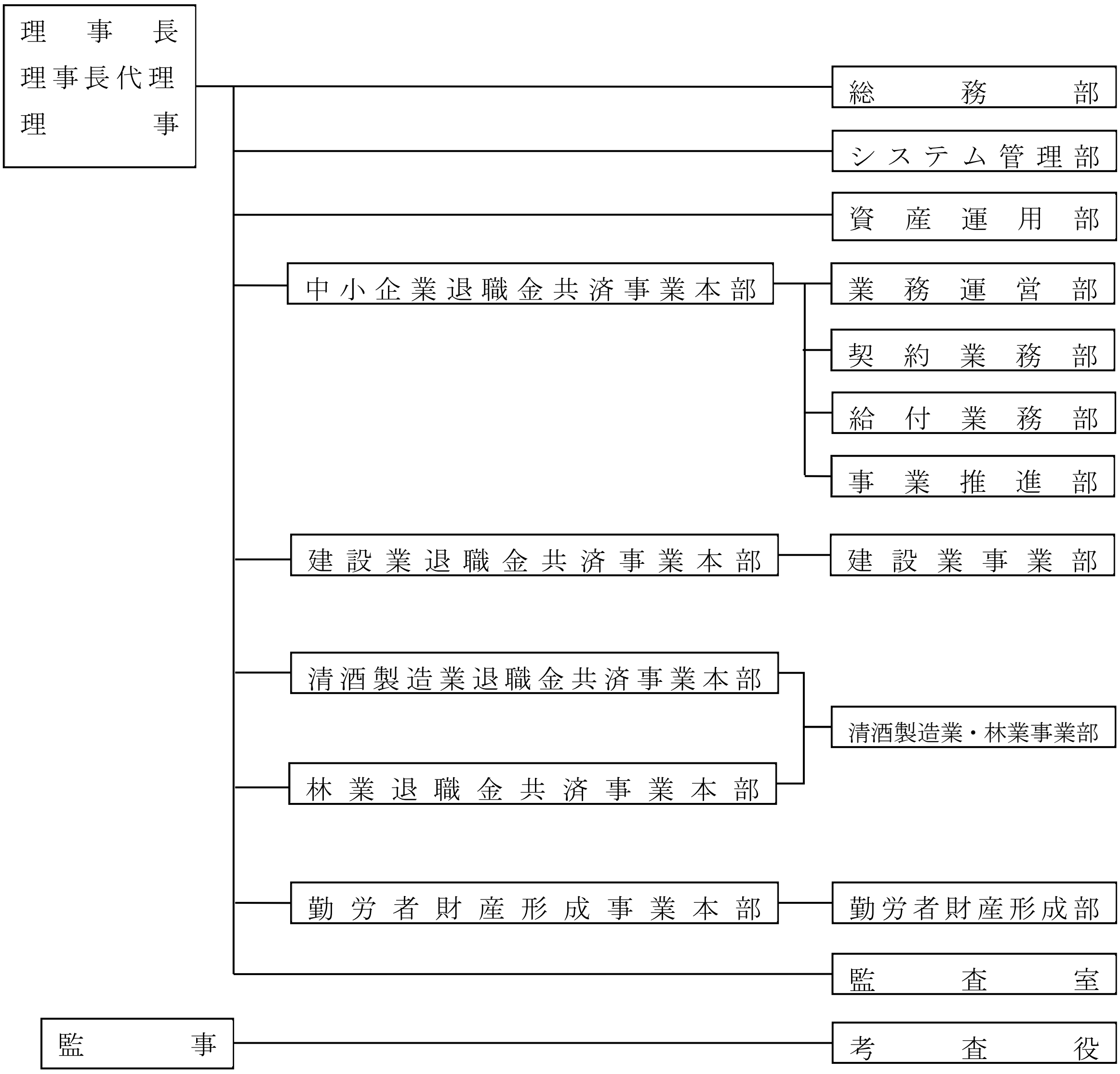

（５）事務所の所在地

東京都豊島区東池袋１丁目２４番１号

（６）主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

該当はありません。

（７）主要な財務データの経年比較

（単位：百万円）

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
資産	6, 645, 924	6, 706, 188	6, 670, 487	6, 930, 636	6, 859, 409
負債	6, 000, 044	6, 073, 101	6, 130, 257	6, 172, 568	6, 202, 280
純資産	645, 880	633, 088	540, 230	758, 068	657, 128
行政コスト	605, 625	548, 406	595, 666	548, 686	613, 792
経常費用	605, 615	548, 397	595, 659	548, 685	613, 784
経常収益	784, 029	535, 555	502, 808	767, 595	512, 850
当期総利益(△総損失)	178, 409	△12, 762	△89, 506	219, 100	△100, 879

（注）単位未満四捨五入。

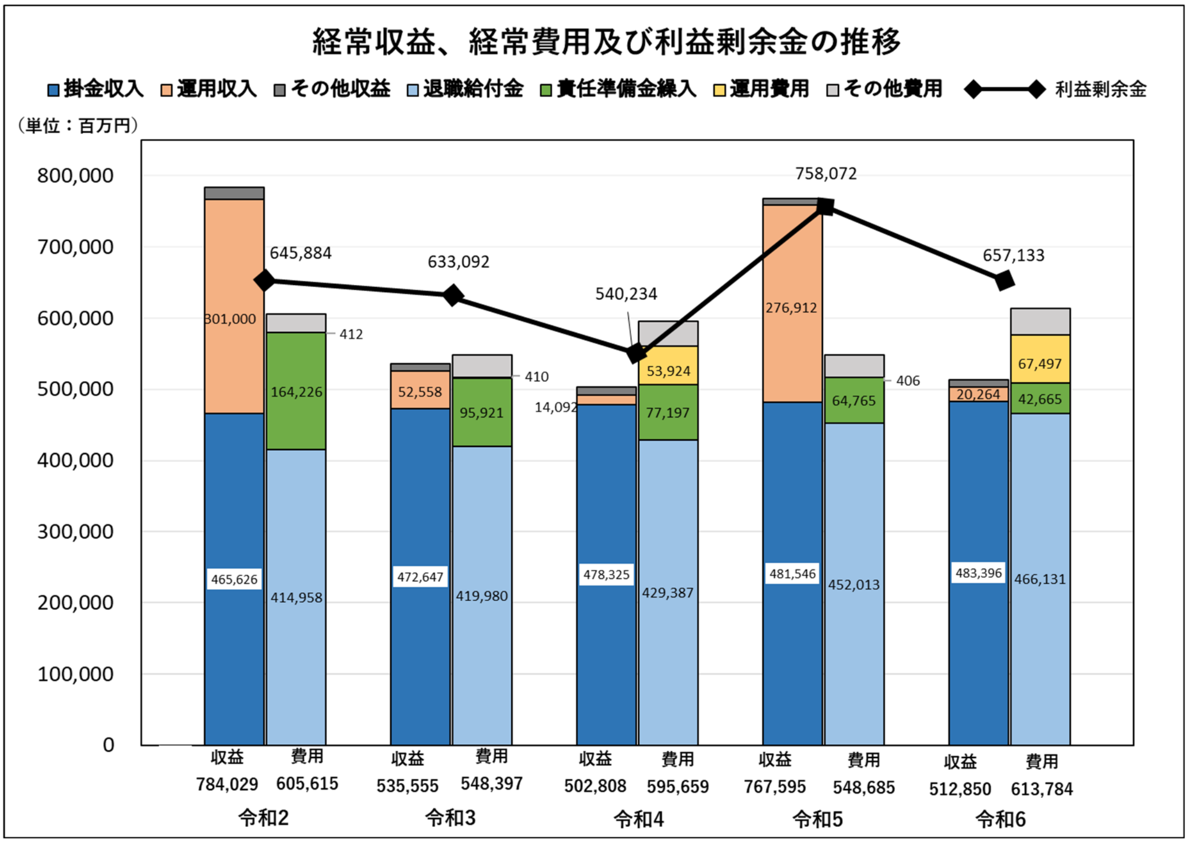

（８）翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

【予算】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：百万円）

区　　　分	計
収　　入	627, 819
運営費交付金収入	27

給付経理より受入	−
国庫補助金収入	7,603
業務収入	616,531
業務外収入	46
一般の中小企業退職金共済事業等勘定より受入	502
建設業退職金共済事業等勘定より受入	2,643
清酒製造業退職金共済事業等勘定より受入	2
林業退職金共済事業等勘定より受入	465
支　　出	703,237
退職給付金等	569,184
業務経費	127,326
一般管理費	222
人件費	2,893
業務経理へ繰入	−
一般の中小企業退職金共済事業等勘定へ繰入	3,077
建設業退職金共済事業等勘定へ繰入	511
清酒製造業退職金共済事業等勘定へ繰入	0
林業退職金共済事業等勘定へ繰入	24

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

【収支計画】　（単位：百万円）

区　　　分	計
経常費用	6,551,977
事業費用	576,145
一般管理費	19,216
業務経理へ繰入	−
貸倒引当金繰入	−
支払備金繰入	123,338
責任準備金繰入	5,832,265
事業外費用	18
財務費用	996
経常収益	6,547,198
事業収益	552,011
運営費交付金	27
国庫補助金収入	7,603
給付経理より受入	−

資産見返補助金等戻入	1
貸倒引当金戻入	45
支払備金戻入	115,764
責任準備金戻入	5,871,744
事業外収益	−
賞与引当金見返に係る収益	1
退職給付引当金見返に係る収益	2
純利益（△純損失）	△4,779
目的積立金取崩額	−
総利益（△総損失）	△4,779

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

【資金計画】　（単位：百万円）

区　分	計
資金支出	1,173,417
業務活動による支出	612,908
投資活動による支出	252,314
財務活動による支出	89,021
業務外支出	−
翌年度への繰越金	219,174
資金収入	1,173,417
業務活動による収入	553,641
業務収入	546,010
運営費交付金による収入	27
国庫補助金収入	7,603
その他の収入	−
利息の受取額	0
投資活動による収入	366,378
財務活動による収入	74,077
業務外収入	−
前年度よりの繰越金	179,321

【注】百万円未満を四捨五入しているため、計と一致しない場合がある。

詳細については、 独立行政法人勤労者退職金共済機構　令和7事業年度計画をご覧ください。

（https://www.taisyokukin.go.jp/dis/dis02_02.html）

１６．参考情報

（１）要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

貸借対照表は、独立行政法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日（事業年度末日）における全ての資産、負債及び純資産を表示したものです。

ア）流動資産

現金・預金等：現金、預金等

有価証券	:	一時的に所有する有価証券又は一年以内に満期の到来する債券等
金銭信託	:	信託業務を営む銀行又は信託会社への信託等
財形融資貸付金	:	財形持家転貸資金、財形教育資金等の貸付金
財形融資資金貸付金	:	沖縄振興開発金融公庫等への貸付金
その他	:	福祉施設等設置資金貸付金（労働者住宅設置資金貸付金、福祉施設設置資金貸付金）等

イ）固定資産

有形固定資産	:	建物、構築物、工具器具備品など機構が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無形固定資産	:	電話加入権、ソフトウェア等
投資有価証券	:	一時的に所有するもの以外の有価証券又は一年以内に満期の到来しない債券等
その他	:	破産更生債権等（経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権）

ウ）流動負債

一年以内返済予定の長期借入金

: 財形融資に係る資金調達のために借り入れた一年以内に返済予定の借入金

一年以内返済予定の財形住宅債券

: 財形融資に係る資金調達のために発行した一年以内に返済予定の債券

未払給付金	:	当事業年度内に確定した被共済者（加入従業員）に支払う退職給付金及び解約手当給付金（以下「退職金等」という。）の支払未済額
前受金	:	共済契約者（加入事業主）から受け入れた翌事業年度に属する前納掛金
その他	:	預り補助金等（国から交付を受ける補助金のうち、不用額として翌年度に返納を予定するもの）等

エ）固定負債

支払備金　　：　当事業年度末までに以下に該当するものの退職金等の金額を計上・請求を受けたが支払未済のもの・退職届の提出があったもの及び退職等と認められるもの

責任準備金　　：　被共済者(加入従業員)の将来の退職金の支払に備えるため、厚生労働省令により、厚生労働大臣及び厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課長の定めるところによる金額を計上

財形住宅債券　：　財形融資に係る資金調達のために発行した一年以内に返済予定の債券以外の債券

退職給付引当金：　役職員の退職金の支給に備えるための期末要支給額及び年金基金積立不足額に係る引当金

その他　　：　資産見返負債（補助金等で取得した固定資産の簿価に相応する債務）等

オ）資本金

政府出資金　　：　国からの出資金（現物出資）であり、財産的基礎を形成するもの

カ）資本剰余金

減損損失相当累計額

：　機構が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額の累計

除売却差額相当累計額

：　固定資産の除却、売却により生じた除却損相当額及び売却損相当額の累計額

キ）利益剰余金　：　機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の独立行政法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、独立行政法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものであり、独立行政法人がアウトプットを産み出すために使用したフルコスト、国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するものです。

ア） 損益計算書上の費用

：機構の損益計算書における経常費用、臨時損失及びその他調整額

イ）その他の行政コスト

：政府出資金や国から交付された施設費等を財源とし取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

ウ）行政コスト

：独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③　損益計算書

損益計算書は、独立行政法人の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する全ての費用とこれに対応する全ての収益を記載して、当期総利益（当期総損失）を表示したものです。

ア）業務費

人件費　：給与、賞与、退職手当、法定福利費等、機構の業務関係の職員等に要する経費

退職給付金　：被共済者（加入従業員）に支給した退職金

運用費用　：生命保険に係る保険事務費、金銭信託に係る時価評価損、及びその他運用に伴う費用

減価償却費　：固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

支払備金繰入　：前事業年度の支払備金と当事業年度の支払備金との差額

責任準備金繰入：前事業年度の責任準備金と当事業年度の責任準備金との差額

その他　：解約手当給付金（被共済者（加入従業員）に支給した解約手当金）、財形融資業務並びに雇用促進融資業務の実施に要した経費等

イ）一般管理費

人件費　：給与、賞与、退職手当、法定福利費等、機構の役員及び総務関係の職員等に要する経費

減価償却費　：固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費

その他　：雑役務費（役務の提供に対する費用）等

ウ）財務費用　：支払利息

エ）運営費交付金収益　：国から交付される運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益

オ）事業収益

掛金及過去勤務掛金収入

：共済契約者（加入事業主）から受け入れた掛金及び過去勤務掛金

運用収入　：債券等利息及びその他の運用収入

その他　：貸付金利息　財形融資業務及び雇用促進融資業務における貸付金利息収入等

カ）補助金等収益　　　：　退職金共済事業における共済契約者への掛金助成費として国から交付を受ける補助金及び雇用促進融資事業における事業費として国から交付を受ける補助金のうち、当期の収益として認識した収益

キ）その他　　　　　　：　資産見返運営費交付金戻入（運営費交付金により取得した資産の当事業年度の減価償却費等）等

④ 純資産変動計算書

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上された金額が１年間にどのように変動したかを明らかにするものです。

ア）当期首残高：前期の貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

イ）当期変動額：その他行政コスト、当期総利益等

ウ）当期末残高：当期の貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤　キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ･フロー計算書は､独立行政法人の一会計期間におけるキャッシュ･フローの状況を報告するため、キャッシュ・フローを活動区分（業務活動、投資活動及び財務活動）別に表示したものです。

ア）業務活動によるキャッシュ・フロー

：機構の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、退職金共済事業においては、共済契約者（加入事業主）から受け入れた掛金収入等、被共済者（加入従業員）へ支払う退職給付金による支出、人件費支出等が該当、財形融資及び雇用促進融資においては、債務者からの回収金収入等その他人件費支出等が該当

イ）投資活動によるキャッシュ・フロー

：制度を安定的に運営する上で必要とされる収益を長期的に確保することを目的とした有価証券等の取得・償還等による収入支出及び機構の業務活動の実施の基礎となる固定資産等の取得・売却等による収入支出が該当

ウ）財務活動によるキャッシュ・フロー

：主に貸付金の原資としている借入金及び財形住宅債券に係る収支を表し、債券の発行による収入、債券の償還による支出、長期借入れによる収入及び長期借入金返済による支出等が該当

（２）その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

【業務に関する情報(https://www.taisyokukin.go.jp/dis/dis02_02.html)】

ⅰ．中期計画・年度計画（中期計画・年度計画の詳細）

主務大臣からの指示である中期目標を達成するための具体的計画を公表しています。

ⅱ．業務実績評価書（業務実績に対する評価の詳細）

機構の業務実績について、自己評価及び主務大臣からの評価を公表しています。

【財務に関する情報(https://www.taisyokukin.go.jp/dis/dis02_03.html)】

ⅲ．財務諸表（財務状態、運営状況等の詳細）

当事業年度の財務状態、運営状況等を明らかにするために作成し、主務大臣の承認後、公表しています。

ⅳ．決算報告書（決算の詳細）

当事業年度の決算（予算の執行状況）を明らかにしており、財務諸表の添付書類という位置づけの書類です。

【資産運用に関する情報】

ⅴ．資産運用結果に対する評価報告書

- 平成 26 年度以前の資産運用結果に対する評価
  (https://www.taisyokukin.go.jp/assets/assets04.html)
- 平成 27 年度以降の資産運用に関する評価報告書等
  (https://www.taisyokukin.go.jp/assets/assets06_hyouka.html)

ⅵ．責任投資活動報告書

(https://www.taisyokukin.go.jp/assets/a_stewardship.html)